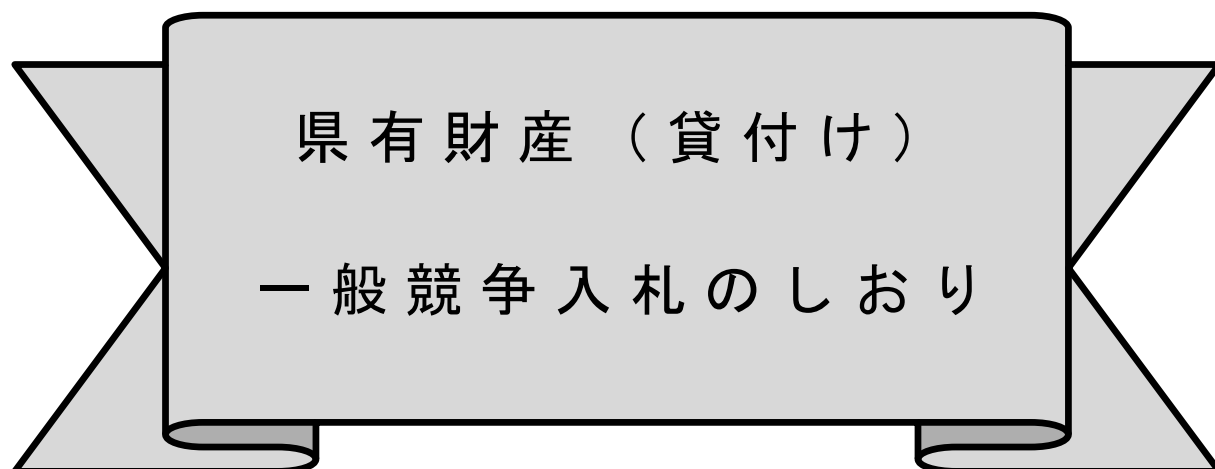




県有財産（貸付け）
一般競争入札のしおり

開 札 日

令和8年10月30日(金)

愛 知 県

総務局財務部財産管理課財産管理グループ

電 話 052-954-6056（ダイヤルイン）
FAX 052-963-5357

ホームページアドレス

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zaisan/0000070022.html>

お申し込みの際には必ずこのしおりをお読みください。
入札当日には、このしおりを御持参ください。

目

次

	頁
○ 貸付入札物件仕様書一覧表・ ・ ・ ・ ・	1
○ 県有財産（貸付け）一般競争入札の流れ・ ・ ・ ・ ・	2
○ 入札心得書・ ・ ・ ・ ・	3
○ 仕様書等・ ・ ・ ・ ・	9
○ 貸付物件案内図・ ・ ・ ・ ・	14
○ 県有財産（貸付け）一般競争入札参加申込書（様式第1）・ ・	15
○ 委任状（様式第2）・ ・ ・ ・ ・	17
○ 誓約書（様式第3）・ ・ ・ ・ ・	18
○ 入札書（様式第4）・ ・ ・ ・ ・	19
○ 記入例・ ・ ・ ・ ・	20
○ 県有財産有償貸付契約書（案）・ ・ ・ ・ ・	25
○ 入札の公告内容・ ・ ・ ・ ・	34
○ 入札の御案内・ ・ ・ ・ ・	36

貸 付 入 札 物 件 仕 様 書 一 覧 表

所在及び地番	土 地		貸付期間	仕様書
	地目	貸付面積(m ²)		
名古屋市中区丸の内三丁目404番	宅地	622.84	令和9年5月1日～ 令和14年4月30日	9頁

【県有財産（貸付け）一般競争入札の流れ】

入札参加申込み

令和8年9月11日（金）～9月24日（木）午前9時～午後5時

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

愛知県庁本庁舎地下1階 総務局財務部財産管理課 (※1)

入札参加申込み

※1 郵送による場合は9月24日（木）午後5時必着

入札書受付期間

令和8年10月13日（火）～10月20日（火）午前9時～午後5時

（日曜日及び土曜日を除く。）

愛知県庁本庁舎地下1階 総務局財務部財産管理課 (※2)

入札書提出(※3)

入札保証金納付(※4)

※2 郵送による場合は10月20日（火）午後5時必着

※3 提出書類は、入札参加申込後に郵送します。

※4 入札に参加しようとする者は、県が送付する納付書により、入札金額の100分の5以上の金額の入札保証金を、入札書を提出するまでに指定金融機関等で納付しなければなりません。
なお、入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては、入札執行後に還付します。

開 札（令和8年10月30日（金）） 入札者の立会は任意です。

時 間	会 場	落札者の決定
午前10時から	愛知県庁本庁舎 地下1階 第6会議室	有効な入札を行った者のうち、県の予定価格以上の最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。 なお、今回の入札では、予定価格は公表していません。

契 約

令和8年11月13日（金）までに契約締結

契約締結時に契約保証金の納付 (※5)
(契約金額(総額)の1割以上)

※5 納付した入札保証金を契約保証金に充当することができます。正当な理由なく期限までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は還付されません。

貸付期間の開始

令和9年5月1日（土）から令和14年4月30日（金）まで

納入期限までに貸付料の納入
(原則、毎年度四半期ごとに前納)

貸付の終了

契約終了後に契約保証金を返還します。ただし、貸付料の未払い、損害賠償その他の債務が残存する場合は、その残余分が返還されます。なお、契約保証金に利子は付きません。

入 札 心 得 書

1 全般的事項

- (1) 県有財産(貸付け)一般競争入札参加希望者は、本心得書、入札公告及び契約書案並びに仕様書等をよく読んだうえで入札してください。
- (2) 入札者は、入札後、本心得書、入札公告及び契約書案並びに仕様書、物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。現物と公告数量等が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- また、契約締結後、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、貸付料の減免の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることはできません。

2 入札参加申込み

(1) 提出書類 <様式は15～19ページ、記入例は20～24ページ>

入札参加者は、下記(2)の期限内に、「県有財産(貸付け)一般競争入札参加申込書」(様式第1)及び「誓約書」(様式第3)を提出してください。

また、代理人により入札するときは、必ず「委任状」(様式第2)を提出してください。
ただし、1人で2人以上の代理又は、申込人と他の代理人を兼ねることはできません。

なお、県は、入札に先立ち、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、排除措置対象法人等に該当するか否かの確認のため、入札参加申込書記載の内容(氏名・生年月日・性別・住所・役職名)について、愛知県警察本部に照会します。

(2) 受付の場所及び日時

場所 愛知県総務局財務部財産管理課

(〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎 地下1階)

日時 令和8年9月11日(金)から令和8年9月24日(木)までの

午前9時から午後5時まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(郵送による申込みの場合は、令和8年9月24日(木)午後5時必着とします。)

※申込者数等の問い合わせについて

入札結果については、6ページの「(7) 入札結果の公表」に記載のとおり、愛知県公式ウェブサイトで公表しますが、公表前の申込者数等の問い合わせについては回答できません。

(3) 送付書類

入札参加申込受付後、県から入札に必要な以下の書類を送付します。

- ・入札書
- ・歳入歳出外現金納付書兼領収書(入札保証金の納付書)
- ・入札保証金還付請求書
- ・愛知県受取人届出書

3 入札

(1) 入札保証金

① 入札保証金の納付

入札参加者は、入札参加申込受付後に県が送付する納付書により、入札保証金として、入札金額（貸付期間の総額（貸付期間中の消費税を含んだ貸付料総額））の100分の5以上（1円未満切上げ）の金額を、入札書を提出するまでに指定金融機関等で納付しなければなりません。

なお、「入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者」のした入札は、無効となりますので御注意ください。

② 入札保証金の還付等

入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては入札執行後に還付します。落札者に対しては契約締結後に還付しますが、申し出により契約保証金に充当することができます。

入札保証金を納付した者は、地方自治法第235条の4第3項の規定により、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。

入札保証金の還付には、支払いの手続き上、2～3週間程度かかりますのであらかじめ御了承ください。

また、落札者が6ページの「4（1）契約の締結」に記載の期限までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は県に帰属することとなります。

(2) 入札書の作成方法 <様式は19ページ、記入例は24ページ>

入札書は、黒色のボールペンか万年筆を使用して記入してください。

入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入してください。（代理人の方が入札される場合は、入札者の欄に委任者の住所、氏名を記入し、その下に代理人の住所・氏名を記入してください。）

金額の記入は、算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。

入札金額は、貸付期間の総額を記入してください。

また、入札保証金額を入札金額の下段に記入してください。（入札限度額は、入札保証金の20倍となります。この限度額を超えて入札された場合は、入札が無効となります。）

なお、入札書に記載する金額は、見積金額（貸付期間中の消費税を含んだ貸付料総額）の110分の100に相当する金額を記入してください。

誤字等は二重線で訂正してください。なお、金額の訂正はできませんので御注意ください。

また、入札書は封筒^{ふうかん}に入れ封緘し、入札者の住所及び氏名を封筒に表記してください。

〔封筒の記載例〕

(表)

愛知県知事 殿 ○年○月○日 開札 入札書在中

(裏)

入札者住所 〔名称及び 代表者氏名〕

(3) 入札の方法等

① 入札書受付期間

令和8年10月13日（火）から令和8年10月20日（火）まで
午前9時から午後5時まで（日曜日及び土曜日を除く。）
（郵送による入札の場合は、令和8年10月20日（火）午後5時必着とします。）

② 場所

愛知県総務局財務部財産管理課
（〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎地下1階）

③ 入札の方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限ります。）

④ 提出書類

- ・ 入札書（封筒に入れ、封緘したもの。）
- ・ 歳入歳出外現金納付書兼領収書（写し）（入札保証金の領収書）
- ・ 入札保証金還付請求書
- ・ 愛知県受取人届出書

提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- ① 県有財産（貸付け）一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
- ② 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法第238条の3の規定に該当する者）、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けている者がした入札〔地方自治法、地方自治法施行令、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」は別紙参照〕
- ③ 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者のした入札
- ④ 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- ⑤ 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- ⑥ 同一事項の入札に対し二以上の意思表示をした入札
- ⑦ 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの
- ⑧ 入札書の金額の表示を訂正したもの
- ⑨ 入札書の金額が予定価格に達しないもの
- ⑩ 虚偽の事実を記載した者のした入札
- ⑪ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

(5) 開札

① 日時

令和8年10月30日（金） 午前10時

② 場所

愛知県庁本庁舎 地下1階 第6会議室
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(名古屋市営地下鉄「名古屋城」駅愛知県庁連絡通路より東へ1分)

入札者の立会は任意です。入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない県の職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

(6) 落札者の決定

落札者は、県の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない県の職員にくじを引かせます。

(7) 入札結果の公表

入札結果については、その内容（物件の所在・地番、土地の地目、貸付面積、落札額及び落札者名、入札参加者数）を公表するとともに、一定期間、愛知県公式ウェブサイトにも掲載します。

ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札された場合、落札者名は「個人」と表示します。

また、落札者以外の入札参加申込者名及びその入札金額等について、照会や情報公開請求があれば回答しますので、あらかじめ御承知おきください。

4 契約

(1) 契約の締結

① 期限

落札者は、令和8年11月13日（金）までに貸付契約を締結しなければなりません。（契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。契約書の締結には、印鑑証明のある印が必要です。）

この日までに契約を締結しない場合、その落札は無効となり、入札保証金は県に帰属することとなります。

② 契約保証金

落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100の10以上（1円未満切上げ）に相当する金額を納めなければなりません。

契約保証金は、契約の満了後、原状回復義務等の契約に定めるすべての義務を履行し、県に損害がないときに、返還します。ただし、貸付料の未払い、損害賠償その他の負担する債務が残存する場合にあっては、保証金を当該債務の額に充当したうえで、その残余の額を返還します。

③ その他

契約締結後、入札において談合等の不正な事実が判明した場合は、落札者に対し契約書に基づき損害賠償を請求します。

(2) 用途等の制限

落札者は、物件を平面駐車場の用途に供しなければなりません。また、管理上の施設であっても人が常駐する建物を建築することはできません。

5 その他留意事項

- (1) 本心得書に定めのない事項はすべて地方自治法、地方自治法施行令、愛知県財務規則の定めるところによって処理します。
- (2) 駐車場には、平面駐車場の運営に必要な設備の他、平面駐車場の用途を妨げない程度のもので、以下の①～⑤の目的で空きスペースの利用をすることが可能です。ただし、この場合は、事前に県の承認を得る必要があります。
- ①自動販売機
 - ②自動車用充電設備
 - ③カーシェアリング
 - ④シェアサイクル及び特定小型原動機付自転車（電動キックボード）のシェアリングサービス
 - ⑤自転車駐車場

別紙

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（抄）

（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成24年6月29日付け締結）

2 排除措置の対象となる法人等

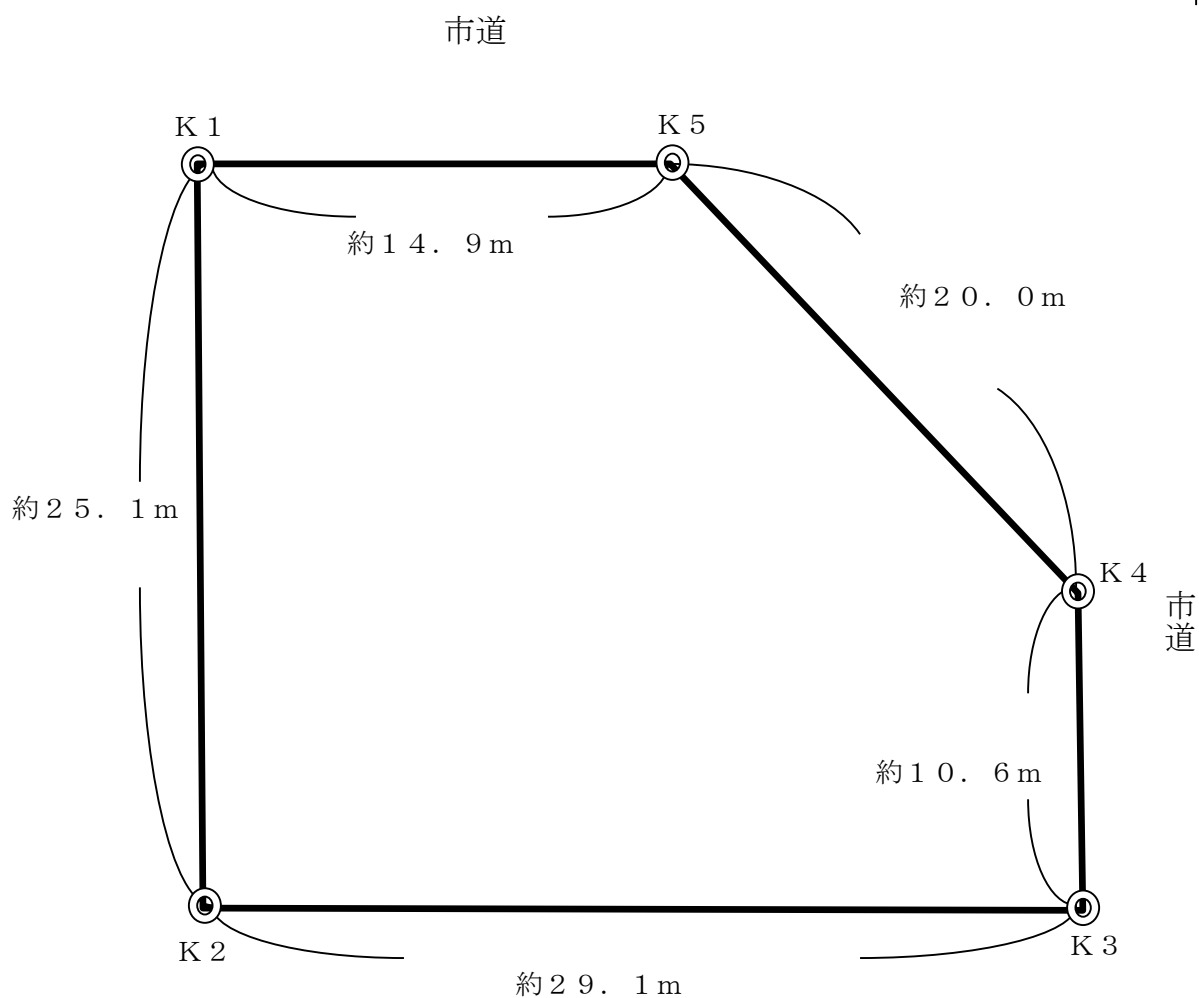
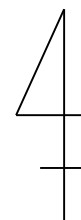
この合意書に基づく排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

仕 様 書

所 在 地	名古屋市中区丸の内三丁目 4 0 4 番
貸付面積	6 2 2 . 8 4 m ²
貸付期間	令和 9 年 5 月 1 日から令和 1 4 年 4 月 3 0 日まで
現 況	平面駐車場の用途として民間業者に貸付中 (令和 9 年 4 月 3 0 日まで)
用途	市街化区域 商業地域
貸付条件	① 貸付面積は、登記簿上の面積である。 ② 駐車場に必要な工作物等の設置及び撤去工事については、貸付期間内で行うこと。工事の際は、敷地の境界杭を損壊しないよう十分に注意すること。 ③ 貸付開始時の工作物等の設置状況及び貸付期間終了後における原状回復の方法等については、愛知県と事前に協議・確認すること。 なお、現在の貸付契約では、既存工作物等は愛知県が残置を認めるものを除き令和 9 年 4 月 3 0 日までに撤去する内容となっている。 ④ 粉塵等の飛散防止のため敷地全面にアスファルト舗装を施工した状態で、平面駐車場とすること。アスファルト舗装工事等に要する期間も貸付期間に含むものとする。再舗装を施工する際には、境界杭を損壊しないこと。 ⑤ 道路や隣接地などへの駐車車両の飛び出しや、はみ出しを防ぐため、標識や車止め等の必要な措置を講ずること。 ⑥ 駐車場からの雨水等排水について、周辺施設の維持管理上支障がないよう必要な措置を講ずること。 ⑦ 接面道路への乗入れ口については、道路管理者等と協議の上、設置すること。 ⑧ 光熱水設備が必要な場合は、自ら各供給事業者から直接供給を受けること。なお、供給及び工作物の設置・撤去のための工事等は、貸付期間内で行うこと。 ⑨ 看板等を設置する場合は、道路や隣接地へ許可を受けることなく越境することのないよう十分留意すること。 ⑩ 各種工事施工、設備設置等に係る法令等の規定を遵守し、関係機関との協議・手続等を含め、適正に対応すること。 ⑪ 駐車場に必要な工作物等の設置及び撤去工事の着手前に周辺の住民・土地の所有者・管理者等に対し周知を漏れなく行うとともに、工事の際の騒音、振動、粉塵の発生等により周辺の住民・土地の所有者・管理者等の迷惑とならないよう十分配慮して行うこと。 ⑫ 駐車場内の環境美化に努めること。また、駐車車両による光害、騒音及び排気ガス対策など、近隣に迷惑をかけない運営を行うこと。貸付期間内に愛知県から運営に関する改善等について指摘があった場合には速やかに必要な措置を講ずること。

図面



【参考事項】

- ・ 広告物掲出において、屋外広告物条例に定める手続きが、必要となる場合があります。
- ・ 土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- ・ 越境物等についても現況有姿での貸付けとなります。
- ・ 工作物等の撤去が必要な場合は、愛知県と協議の上、借受人の負担において撤去及び原状回復を行うこととなります。

現在設置されている県有でない工作物（令和８年８月１０日時点）

種類	数量
車室表示ライン	２４基
車止め	２４基
I バリカー	３基
精算機	１台
中継電源BOX	１台
ナンバー認証ポール	２４基
カメラ	４台
ナンバー認証ポール中継HUB	一式
場内カメラLAN	一式
場内照明	２基
テント	１台
P看板	２基
満空灯	２基
案内看板	１枚
規約看板	１枚
一次電源	一式
NTT引込	一式
自販機	３台
ミラー	２基
INの看板	１枚
排ガス防止波板	１基
前向き駐車看板	７枚
支柱及び電源設備	１基

※ 上記工作物等（現在の貸付期間である令和９年４月３０日までに追加で工作物等が設置された場合は当該工作物等を含む。）については、契約上、現在の貸付先が令和９年４月３０日までに撤去を行う予定です（愛知県が残置を認める場合を除く。）。

※ なお、アスファルト舗装及びフェンスについては、県有工作物のため残置した上で、本件入札に係る貸付対象となります。

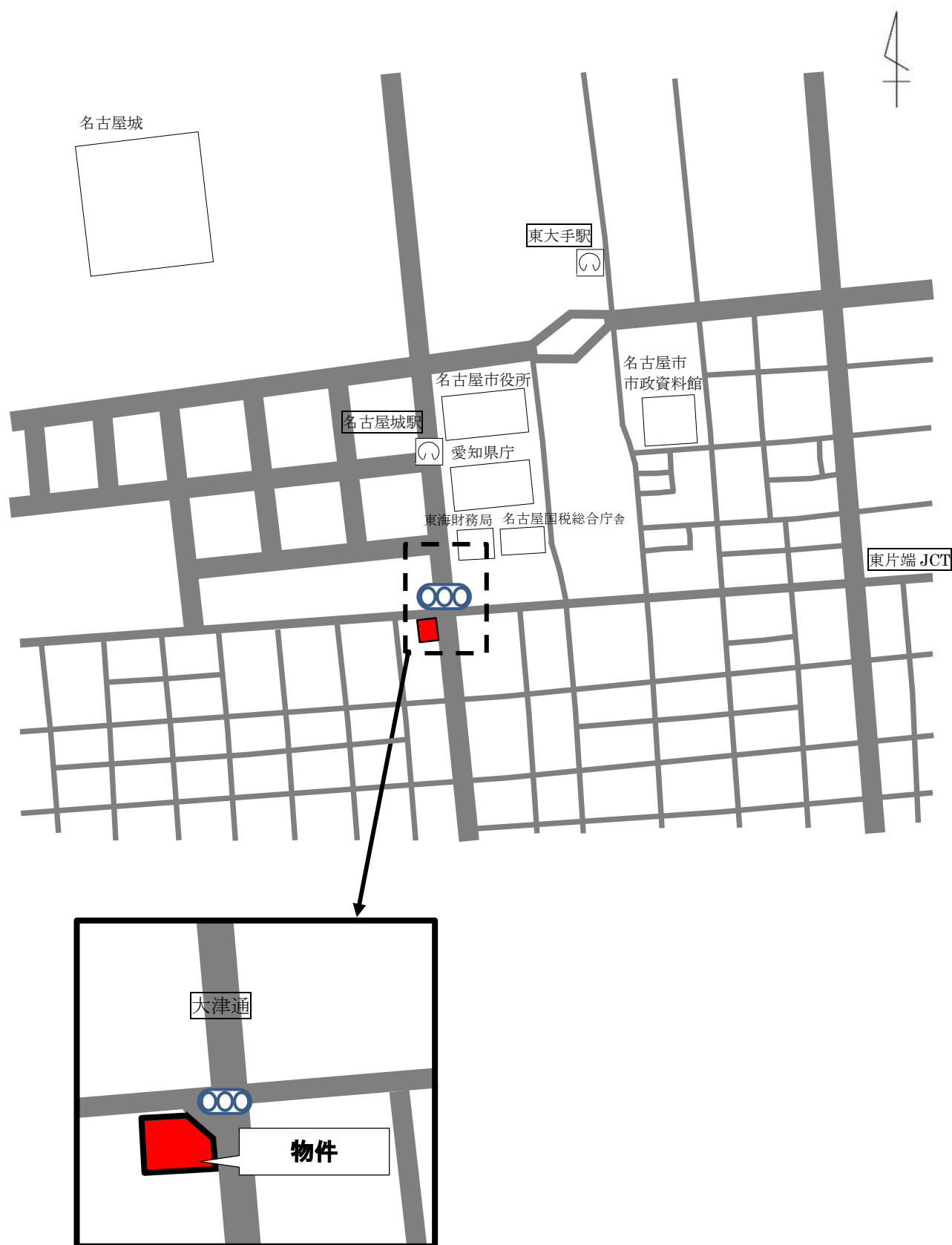
現況写真（撮影令和8年8月10日）



貸付開始前の写真（撮影平成24年4月5日）



案内図



県有財産（貸付け）一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

申込人 住 所

氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号) < > -

代理人 住 所

氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号) < > -

担当者連絡先	部署名		氏名	
	電話		FAX	
	e-mail			

令和8年10月30日開札の下記物件の県有財産（貸付け）の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

所在及び地番	土 地		貸付期間
	地目	貸付面積	
名古屋市中区丸の内三丁目404番	宅地	622.84㎡	令和9年5月1日～ 令和14年4月30日

- (注) 1 申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明書）、個人及びその他の団体の場合には住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）を添付すること。
- 2 様式第1（その2）を併せて提出すること。
- 3 愛知県警察本部長に申込人の氏名その他申込書に記載されている情報を提供し、意見を求めることがある。

様式第 1（その 2）

申 込 人 情 報

【個人の場合】

氏 名	ふりがな	性別	生年月日

【法人その他の団体の場合】

（ふりがな） 商号又は名称	（			
所在地				
役員等に関する事項				
役職名	（ふりがな） 氏 名	性別	生年月日	住 所
	（			
	（			
	（			
	（			
	（			
	（			
	（			
	（			
	（			
	（			

（注） 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。

委 任 状

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件に係る県有財産（貸付け）の一般競争入札に関する一切の権限

所在及び地番	土 地		貸付期間
	地目	貸付面積	
名古屋市中区丸の内三丁目 4 0 4 番	宅地	6 2 2 . 8 4 m ²	令和 9 年 5 月 1 日～ 令和 1 4 年 4 月 3 0 日

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

委任者

住 所

氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号) < > ー

誓 約 書

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称
及び代表者名

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しておりません。
- 2 過去 3 年間、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定に該当したことはありません。
- 3 個人の場合
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

入 札 書

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申込人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号) < > -

代理人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号) < > -

下記の金額をもって入札します。

記

入札金額		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
												円
入札保証金額												円

【入札する物件】

所在及び地番	土 地		貸付期間
	地目	貸付面積	
名古屋市中区丸の内三丁目 4 0 4 番	宅地	6 2 2 . 8 4 m ²	令和 9 年 5 月 1 日～ 令和 1 4 年 4 月 3 0 日

(注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」の文字を記入すること。

2 見積金額（貸付期間中の消費税を含んだ貸付料総額）の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を記入すること。

記入例

R8. 9. 11～9. 24

の間の日付か

県有財産（貸付け）一般競争入札参加申込書

令和8年9月 日

愛知県知事 殿

申込人 住所
 氏名又は名称
 及び代表者名
 （電話番号）

〇〇市〇〇町
 株式会社
 代表取締役
 <〇〇〇〇〇> 〇〇 - 〇〇〇〇

法人の登記簿謄本（現在
 事項全部証明書）、住民票
 と一致しているか

電話番号が記入されているか

代理人 住所
 氏名又は名称
 及び代表者名
 （電話番号）

【代理入札を希望する場合】
 代理人欄の内容と委任状（様式第2）
 の記載内容が一致しているか。

担当者連絡先	部署名		氏名	
	電話		FAX	
	e-mail			

令和8年10月30日開札の下記物件の県有財産（貸付け）の一般競争入札に参加
 したいので、入札参加を申し込みます。

記

所在及び地番	土 地		貸付期間
	地目	貸付面積	
名古屋市中区丸の内三丁目404番	宅地	622.84㎡	令和9年5月1日～ 令和14年4月30日

- （注）1 申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明書）、個人及びその他の団体の場合には住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）を添付すること。
- 2 様式第1（その2）を併せて提出すること。
- 3 愛知県警察本部長に申込人の氏名その他申込書に記載されている情報を提供し、意見を求めることがある。

様式第1（その2）
申 込 人 情 報

住民票の写しと一致しているか			
【個人の場合】			
氏 名	ふりがな	性別	生 年 月 日
〇〇 〇〇	××× ×××	男	昭和〇〇年〇月〇日

【法人その他の団体の場合】		ふりがなが記入されているか		
(ふりがな) 商号又は名称	(株式会社 〇〇	法人の登記簿謄本（現在事項全部 証明書）と一致しているか		
所 在 地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地			
役 員 等 に 関 す る 事 項				
役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	住 所
代表取締役	(〇〇 〇〇	男	昭和〇〇年 〇月〇日	〇〇市〇〇町〇-〇-〇
取締役	(〇〇 〇〇	女	昭和〇〇年 〇月〇日	〇〇市〇〇町〇-〇-〇
取締役	(〇〇 〇〇	男	昭和〇〇年 〇月〇日	〇〇市〇〇町〇-〇-〇
監査役	(〇〇 〇〇	女	昭和〇〇年 〇月〇日	〇〇市〇〇町〇-〇-〇
ふりがなが記入されているか				
生年月日が記入されているか				
()				
()				
()				
法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）に記載されている役員（監査役、監事等を含む。）がすべて記載されているか （退任者は記載不要です）				
()				
()				

（注） 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。

誓 約 書

申込書の日付と一致させる

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

様式 1（その 1）の
申込者と一致しているか

氏名又は名称
及び代表者名

株式会社 ○○

代表取締役 ○○ ○○

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しておりません。
- 2 過去 3 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当したことはありません。
- 3 個人の場合
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

入 札 書

R8. 10. 13～10. 20
の間の日付か

令和 8 年 1 0 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申込人 住 所 ○○市○○町○丁目○番地
氏名又は名称 株式会社 ○○
及び代表者名 代表取締役 ○○ ○○
(電話番号) <○○○○> ○○ -○○○○

様式 1 (その 1) と
一致しているか

電話番号が記入されているか

入札保証金の 20 倍以内の額か
※期間中の消費税を含んだ貸付料
総額の 110 分の 100 に相当する金
額 (消費税を除いた額) を記入し
てください。

理人 住 所 △△市△△町△丁目△番地
氏名又は名称
及び代表者名 △△ △△
(電話番号) <△△△> △△△ - △△△△

下記の をもって入札します。

記

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
		金	●	●	●	●	●	●	●	●	円
入札保証金額			金	●	●	●	●	●	●	●	円

【入札する物件】

所在及び地番	土 地		貸付期間
	地目	貸付面積	
名古屋市中区丸の内三丁目 4 0 4 番	宅地	6 2 2 . 8 4 m ²	令和 9 年 5 月 1 日～ 令和 1 4 年 4 月 3 0 日

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」の文字を記入すること。
2 見積金額 (貸付期間中の消費税を含んだ貸付料総額) の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を記入すること。

入札書は 1 枚作成し、封筒に入れ、封緘してください。

【封筒の作成例】

(表)

愛知県知事 殿
令和 8 年 10 月 30 日開札
入札書在中

(裏)

入 札 者 住 所
〔 名 称 及 び 〕
〔 代 表 者 氏 名 〕

県有財産有償貸付契約書（案）

貸付人愛知県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産について一時的使用に基づく借地権の設定を目的とした有償貸付契約とする。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所 在	地 番	地 目	面 積（㎡）
名古屋市中区丸の内三丁目	4 0 4 番	宅地	6 2 2 . 8 4

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を、「平面駐車場」の用途（時間貸駐車場及び月極駐車場を含む。以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和9年5月1日から令和14年4月30日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新又は貸付期間の延長は行わないものとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金<落札価格に100分の110を乗じた額>円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（貸付料の支払）

第7条 乙は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年 度	期 間	納付金額	納入期限
令和 9 年度	5 月～ 6 月分	金 円	5 月末
	7 月～ 9 月分	金 円	6 月末
	10月～12月分	金 円	9 月末
	1 月～ 3 月分	金 円	12月末
令和 1 0 年度 ～ 令和 1 3 年度	4 月～ 6 月分	金 円	4 月末
	7 月～ 9 月分	金 円	6 月末
	10月～12月分	金 円	9 月末
	1 月～ 3 月分	金 円	12月末
令和 1 4 年度	4 月分	金 円	4 月末

(光熱水費の供給)

第 8 条 乙は、平面駐車場の運営に必要なとなる光熱水設備は、各供給業者から直接、供給を受けるとともに、その使用に基づく実費は、各供給業者へ直接支払を行わなければならない。

(延納による違約金)

第 9 条 乙は、第 7 条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて年 3.0 パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第 10 条 乙が貸付料及び延納による違約金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料及び延納による違約金の合計額に満たないときは、延納による違約金から充当する。

(契約保証金)

第 11 条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金<契約金額の 1 割以上>円を支払わなければならない。

2 納付済みの入札保証金は、前項の契約保証金の一部として充当することができる。

3 第 1 項の契約保証金は、第 26 条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

4 甲は、賃貸借契約が満了したとき、又は第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定により契約が終了した場合においては、乙が第 24 条に規定する原状回復義務等本契約に定める全ての義務を履行し、甲に損害がないときには、乙の請求により第 1 項に定める契約保証金を乙に返還する。ただし、貸付料の未払い、損害賠償その他乙が甲に負担する債務が残存する場合にあっては、契約保証金を当該債務の額に充当したうえで、その残余の額を返還する。

5 第 1 項に定める契約保証金には利息を付さない。

(契約不適合)

第 12 条 乙は、この契約締結後、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約

不適合を理由として、履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求又は本契約解除をすることができない。

(維持保全義務)

第13条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件の全部又は一部が毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第14条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(実地調査等)

第16条 甲は、貸付物件について随時使用状況及び売上状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠たり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第17条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第16条に定める義務に違反した場合

金<貸付料の1年分に相当する額>円

(2) 第3条及び第15条に定める義務に違反した場合

金<貸付料の1年分に相当する額の3倍の額>円

2 前項に定める違約金は、第26条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(3) 乙が振り出す手形・小切手が不渡りになったとき、又は乙が銀行取引停止

処分を受けたとき。

- (4) 乙が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (6) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (8) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9) 乙の資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
 - (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(談合その他の不正行為に係る賠償金の支払い)

第20条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除する
か否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指
定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とす
る。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令
又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく
不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定
する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに
該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を
支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7
条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の
首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出している
とき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する
賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求す
ることができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、
賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散し
ているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とす
る。

(暴力団等排除に係る解除)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するこ
とができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人に
あつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は
運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同
様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与して
いる者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営
又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不
当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)
第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員
ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う
者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力

団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第22条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

(原状変更)

第23条 乙は、貸付物件に料金精算機器、路面整備、駐車場に関する案内看板、照明設備、フェンス等の平面駐車場の運営に必要な設備及び平面駐車場の用途を妨げない程度で空きスペースを利用した自動販売機等これに類するものを設置することができる。なお、この場合は、事前に甲の承認を得なければならない。

(原状回復)

第24条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第18条、第19条及び第21条の規定により契約が終了したときは、甲の指定する期日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が貸付物件を原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(貸付料の返還)

第25条 甲は、第18条第2号の規定により、この契約を解除したときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第26条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第27条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第18条、第19条及び第21条の規定により契約が終了したときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があっても、買取りその他名目を問わず、これを甲に請求することができない。ただし第18条第2号により解除した場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の5第5項の規定により、この限りではない。

(契約の費用)

第28条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第29条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第30条 この契約に関する訴の管轄は、愛知県庁所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

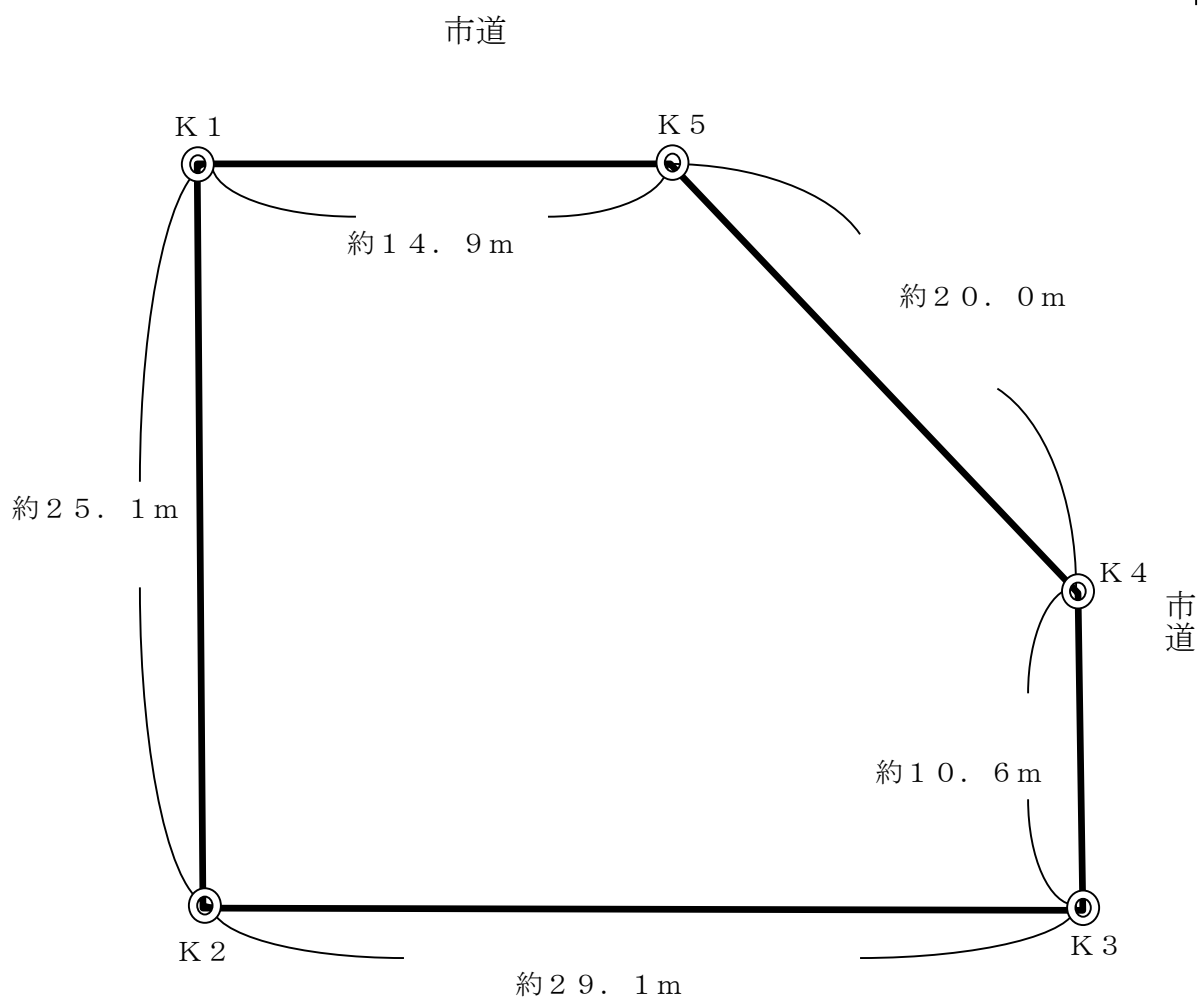
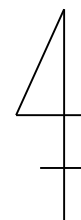
甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章 印

乙 住 所
氏 名
名称及び
代表者氏名 印

仕 様 書

所 在 地	名古屋市中区丸の内三丁目 4 0 4 番
貸付面積	6 2 2 . 8 4 m ²
貸付期間	令和 9 年 5 月 1 日から令和 1 4 年 4 月 3 0 日まで
現 況	平面駐車場の用途として民間業者に貸付中 (令和 9 年 4 月 3 0 日まで)
用途	市街化区域 商業地域
貸付条件	① 貸付面積は、登記簿上の面積である。 ② 駐車場に必要な工作物等の設置及び撤去工事については、貸付期間内で行うこと。工事の際は、敷地の境界杭を損壊しないよう十分に注意すること。 ③ 貸付開始時の工作物等の設置状況及び貸付期間終了後における原状回復の方法等については、愛知県と事前に協議・確認すること。 なお、現在の貸付契約では、既存工作物等は愛知県が残置を認めるものを除き令和 9 年 4 月 3 0 日までに撤去する内容となっている。 ④ 粉塵等の飛散防止のため敷地全面にアスファルト舗装を施工した状態で、平面駐車場とすること。アスファルト舗装工事等に要する期間も貸付期間に含むものとする。再舗装を施工する際には、境界杭を損壊しないこと。 ⑤ 道路や隣接地などへの駐車車両の飛び出しや、はみ出しを防ぐため、標識や車止め等の必要な措置を講ずること。 ⑥ 駐車場からの雨水等排水について、周辺施設の維持管理上支障がないよう必要な措置を講ずること。 ⑦ 接面道路への乗入れ口については、道路管理者等と協議の上、設置すること。 ⑧ 光熱水設備が必要な場合は、自ら各供給事業者から直接供給を受けること。なお、供給及び工作物の設置・撤去のための工事等は、貸付期間内で行うこと。 ⑨ 看板等を設置する場合は、道路や隣接地へ許可を受けることなく越境することのないよう十分留意すること。 ⑩ 各種工事施工、設備設置等に係る法令等の規定を遵守し、関係機関との協議・手続等を含め、適正に対応すること。 ⑪ 駐車場に必要な工作物等の設置及び撤去工事の着手前に周辺の住民・土地の所有者・管理者等に対し周知を漏れなく行うとともに、工事の際の騒音、振動、粉塵の発生等により周辺の住民・土地の所有者・管理者等の迷惑とならないよう十分配慮して行うこと。 ⑫ 駐車場内の環境美化に努めること。また、駐車車両による光害、騒音及び排気ガス対策など、近隣に迷惑をかけない運営を行うこと。 貸付期間内に愛知県から運営に関する改善等について指摘があった場合には速やかに必要な措置を講ずること。

図面



【参考事項】

- ・ 広告物掲出において、屋外広告物条例に定める手続きが、必要となる場合があります。
- ・ 土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- ・ 越境物等についても現況有姿での貸付けとなります。
- ・ 工作物等の撤去が必要な場合は、愛知県と協議の上、借受人の負担において撤去及び原状回復を行うこととなります。

入札の公告内容

次のとおり県有財産（貸付け）を一般競争入札に付します。

令和8年9月7日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 入札に付する物件及び貸付期間

所在及び地番	土 地		貸付期間
	地 目	貸付面積	
名古屋市中区丸の内三丁目 404 番	宅 地	622.84 m ²	令和9年5月1日～ 令和14年4月30日

2 入札者に必要な資格

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

3 入札心得書及び契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

愛知県総務局財務部財産管理課（愛知県庁本庁舎 地下1階）

(2) 日時

令和8年9月7日（月）から令和8年9月24日（木）までの午前9時から午後5時まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「祝日」という。）を除く。）

4 入札参加申込みの受付の場所及び日時

入札に参加しようとする者は、事前に入札参加申込書等の提出が必要です。

(1) 場所

愛知県総務局財務部財産管理課（愛知県庁本庁舎 地下1階）

(2) 日時

令和8年9月11日（金）から令和8年9月24日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

郵送による入札参加申込みの場合は、令和8年9月24日（木）午後5時必着

5 入札書の受付の場所及び日時

以下の場所、日時において、持参又は郵送により入札書を受け付けます。

(1) 場所

愛知県総務局財務部財産管理課（愛知県庁本庁舎 地下1階）

(2) 日時

令和8年10月13日(火)から令和8年10月20日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

郵送による入札の場合は、令和8年10月20日(火)午後5時必着

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額の入札保証金(愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。)第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を開札期日までに納めなければなりません。

7 開札

(1) 開札の場所

愛知県庁本庁舎地下1階 第6会議室

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

(2) 開札の日時

令和8年10月30日(金) 午前10時

8 契約書の作成の要否

要

9 入札の無効

財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当する入札は、無効とします。

10 貸付料支払方法

納入通知書により県の指定する期日までに納入するものとします。

11 用途等の制限

平面駐車場の用途に供しなければなりません。

12 現地確認

現地は各自で確認してください。なお、現地にて測量等する場合には、あらかじめ下記15の問い合わせ先まで御連絡ください。

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 その他

貸付けの詳細については、「県有財産(貸付け)一般競争入札のしおり」を確認の上、入札してください。

「県有財産(貸付け)一般競争入札のしおり」は、3(1)の場所で3(2)の期間配付します。

15 問い合わせ先

愛知県総務局財務部財産管理課財産管理グループ(愛知県庁本庁舎 地下1階)

電話 (052) 954-6056 (ダイヤルイン)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

入札の御案内

1 入札書の受付

(1) 日時

令和8年10月13日(火)～令和8年10月20日(火)午前9時～午後5時
(日曜日及び土曜日を除く。)

(2) 受付場所

愛知県総務局財務部財産管理課（愛知県庁本庁舎 地下1階）

(3) 郵送受付の場合

次の送付先に郵送してください。

なお、受付最終日の午後5時**必着**となりますので、注意してください。

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県総務局財務部財産管理課財産管理グループ宛て

(4) 入札保証金

入札参加申込受付後に県が送付する納付書により、入札金額の100分の5以上の金額の入札保証金を、入札書を提出するまでに指定金融機関等で納付してください。

2 開札

(1) 日時

令和8年10月30日（金）午前10時（入札者の立会は任意です）

(2) 会場

愛知県庁本庁舎 地下1階 第6会議室

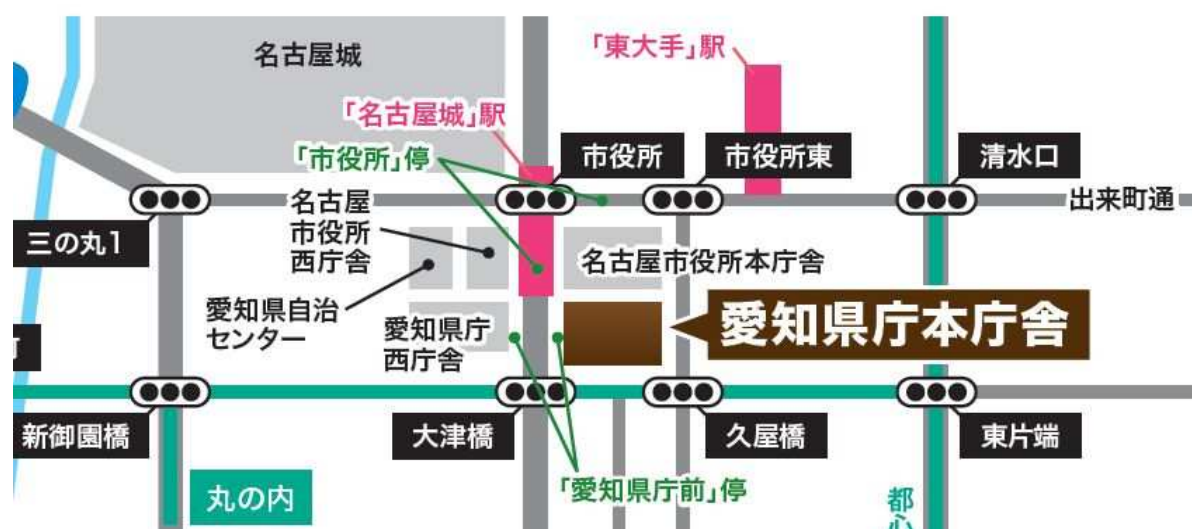
(3) 住所

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

(4) 電話

052-954-6056 (財産管理課ダイヤルイン)

3 会場案内図（名古屋市営地下鉄「名古屋城」駅下車 愛知県庁連絡通路より東へ1分）



(お断り) 駐車場に限りがあり、駐車できない場合がありますので、出来る限り地下鉄、バス等の公共交通機関を御利用ください。